

新たな体制でスタートします。

昨年、7月28日の豪雨により、津和野町の広範囲にわたり、洪水や土石流による甚大な被害が発生しました。

この災害の復旧に対応するため、島根県では、益田県土整備事務所津和野土木事業所へ新たに『災害工務課』と『災害用地課』を昨年の11月から配置しています。

これらの課は、副所長をはじめ、課長、担当の計6名体制となっており、特に被災の規模が大きかった津和野川の鷲原地区と名賀川の災害復旧を主に担当します。

新体制スタート
H25.11.01～



～12月5日に説明会を開催！～

名賀地区を対象に、名賀地域センターにて事業説明会を開催し、高峯地区と名賀地区から28名の皆様の参加をいただきました。

説明会では、島根県（河川、砂防、治山）、津和野町およびJR西日本から、現状説明や今後の災害復旧作業予定について説明を行いました。



説明会の開催状況①



説明会の開催状況②

《主な説明内容》

- 詳細な計画をつくるための調査検討を今後行います。
- 用地を買収させていただく必要があるため、現在の土地の境界確認を現地でお願いします。（該当の方は確認立会の調整を行います。）
- JRの復旧のため、作業ヤード（建設機械の設置や資材を置く広場）設置の協力をお願いします。 など

【主な質問内容と回答】 (※朱書き斜文字は各事業者からの回答)

- 河川に堆積した土砂の撤去は早くやってもらえないのか。
→残土処理場が確保できしだい、堆積土砂を取り除く工事を行います。(県回答)
- JRはいつ頃復旧する見通しなのか。
→被災後、1年2ヶ月を目処に運行再開できるよう復旧作業に取り組みます。(JR回答)
- 事業を進める上で、地元から意見を聞く場は設けてもらえるのか。
→詳細な設計ができた段階で、説明会を開催します。(県回答)

【今後の予定など…】

- ◆ 用地買収が必要な箇所については、用地調査を実施します。
- ◆ 護岸設計に必要な現地の測量を実施します。
- ◆ 詳細な設計ができあがった段階で、事業説明会を実施します。

【お知らせ】

- ◆ 事業に関する説明会や測量・調査に関する土地の立ち入りについて、地元の皆様にご協力をお願いすることが多々ありますが、ご理解をいただきながら事業を進めて参ります。
- ◆ 今後も事業に関する説明会や瓦版などによる広報活動を継続的に行い、地域の皆様のご理解を得ながら事業を進めて参ります。

新体制の紹介

昨年11月より災害復旧のため、新たに6名が津和野土木事業所へ着任しました。

早期の復旧に向け、職員一同、全力で取り組んで参りますので、地域の方々のご協力をお願いいたします。

津和野土木事業所 副所長 田畑武志



【問合せ先】

〒699-5611

島根県 鹿足郡 津和野町 町田イ 244-2

島根県 益田県土整備事務所 津和野土木事業所 災害工務課・災害用地課

TEL : 0856-72-0554(災害工務課)

0856-72-0562(災害用地課)

FAX : 0856-72-0779(事業所共通)

E-mail : tsuwano-kendo@pref.shimane.lg.jp